

## 決議しました

### 大規模太陽光発電施設の建設に対する反対決議

現在、日高市大字高麗本郷字市原地区にTKMデベロップメント株式会社が計画をしている大規模太陽光発電施設の建設について、以下のように判断する。

- 1 建設予定地は、国道299号北側に位置する山の南斜面、面積は約15ヘクタールで東京ドーム約3個分に相当する。この建設によって緑のダムといわれる森林は伐採され、水源かん養機能が失われ集中豪雨による土砂災害や水害の危険性が飛躍的に高まる。このことは建設予定地の下流域に住む市民の生命に対する重大な脅威となる。
- 2 太陽光発電事業は参入障壁が低く、様々な事業者が取り組み、事業主体の変更も行われやすい状況にある。発電事業が終了した場合若しくは事業継続が困難になった場合においては、太陽光発電の設備が放置されたり、原状回復されないといった懸念がある。
- 3 建設予定地には、埼玉県希少野生動植物種の指定を受けているアカハライモリや埼玉県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種のトウキョウサンショウウオなどの希少動物並びにオオキジノオ、アリドオシなどの希少植物が生息している。大規模太陽光発電施設の建設工事が始まれば、これらの希少生物の行き場がなくなり、日高市の貴重な財産を失うことになる。

日高市の財産である日和田山や巾着田を含む高麗地域の景観や周辺的生活環境を守り、防災並びに自然保護及び自然調和に万全を期すことが必要である。このことから、今後、地域住民の理解が得られないまま、大規模太陽光発電施設の建設が行われることになれば、日高市議会としては、これを看過できるものではなく、大規模太陽光発電設備設置事業の規制等を含む、対策に関する条例の制定等に全力で取り組む所存である。

よって、日高市議会は、大規模太陽光発電施設の建設に対し反対する。

以上、決議する。

令和元年6月26日

日高市議会

## 関係機関に意見書を提出しました

### 太陽光発電施設の設置に対する法整備等を求める意見書

太陽光発電は、温室効果ガスを排出せず、資源枯渇の恐れがない再生可能エネルギー源で、地球温暖化の防止や新たなエネルギー源として期待されている。特に、平成24年7月の固定価格買取制度（FIT法）がスタートして以降、再生可能エネルギーの普及が進み、中でも太陽光発電施設は急増している。また、埼玉県は快晴日数が全国一という特徴からか、本市においても太陽光発電施設が増加し、今後もさらに増えることが見込まれている。

しかし、一方で、太陽光発電施設が住宅地に近接する遊休農地や水源かん養機能を持つ山林に設置され、周辺環境との不調和や景観の阻害、生態系や河川への影響が懸念されている。さらに傾斜地や土地改変された場所への設置は、土砂災害に対する危険性が高まり、地域住民との間でトラブルとなっている。

このため本市は、「日高市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（平成29年12月制定）」その他関係法令に基づき事業者への指導を行っているが、直接的な設置規制を行えないことから対応に苦慮しているのが実情である。

よって、太陽光発電事業が地域社会にあって住民と共生し、将来にわたり安定した事業運営がなされるために、国においては、次の事項を早急に講じられるよう要望するものである。

- 1 太陽光発電施設について、地域の景観維持、環境保全及び防災の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備等の所要の措置を行うこと。
- 2 太陽光発電施設の安全性を確保するための設計基準や施工管理基準を整備すること。
- 3 発電事業が終了した場合や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを整備すること。
- 4 関係法令違反による場合は、事業者に対し、FIT法に基づく事業計画の認定取消しの措置を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長 様 参議院議長 様 内閣総理大臣 様 総務大臣 様  
農林水産大臣 様 経済産業大臣 様 国土交通大臣 様 環境大臣 様